

四日市市告示第679号

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第168号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第2条及び第4条関係）			
1 補助金の対象及び補助単価等（施設整備）			
補助金の対象となる施設、補助単価及び対象経費は次のとおりとする。			
補助金の対象施設	補助単価	単位	補助率
小規模な介護老人保健施設（定員29人以下の老人保健施設をいう。）	<u>66,000千円</u>	施設数	定額
認知症高齢者グループホーム	<u>39,600千円</u>	施設数	定額
小規模多機能型居宅介護事業所	<u>39,600千円</u>	施設数	定額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,000千円</u>	施設数	定額
看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>39,600千円</u>	施設数	定額
【対象経費】			
(略)			
2及び3 (略)			

改正前

別表（第2条及び第4条関係）

1 補助金の対象及び補助単価等（施設整備）

補助金の対象となる施設、補助単価及び対象経費は次のとおりとする。

補助金の対象施設	補助単価	単位	補助率
小規模な介護老人保健施設（定員29人以下の老人保健施設をいう。）	<u>61,000</u> 千円	施設数	定額
認知症高齢者グループホーム	<u>36,600</u> 千円	施設数	定額
小規模多機能型居宅介護事業所	<u>36,600</u> 千円	施設数	定額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>6,470</u> 千円	施設数	定額
看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>36,600</u> 千円	施設数	定額
【対象経費】 (略)			

2及び3 (略)

第5号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代表者

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市公的介護施設等整備費補助金については、四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金等の額

金 円

2 補助金等の対象となる事業

整備事業

3 補助金等の交付の条件

- (1) 四日市市社会福祉法人の助成に関する条例、同施行規則及び四日市市補助金等交付規則の規定を遵守しなければならない。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、補助金交付完了後5年間は保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付に関して、市が報告を求め、又は、監査を実施するときは、速やかに応じなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行し、改正後の四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

(健康福祉部介護保険課)